

特集《商標》

「ホログラム商標」「位置商標」の審査動向

令和元年度商標委員会 第4小委員会Bグループ

森 寿夫, 本多 敬子, 木村 達矢, 岡田 充浩, 小林 克行

要 約

平成27年4月1日より、色や音の商標など「新しい商標」が登録対象となり、これまで多くの登録例がニュース等で話題になっている。これら新しい商標の審査もまた、公表されている特許庁審査基準に基づき行われているが、具体的な拒絶理由とその対応手続については、あまり知られてはいない。そこで、当小委員会では拒絶理由を解消して登録された案件の手続経緯について調査分析することにした。本稿は、こうした新しい商標のうち、「ホログラム商標」、「位置商標」についての審査動向を紹介するものである。

目次

1. はじめに
2. ホログラム商標
 - (1) 一般的傾向
 - (2) 具体的傾向
3. 位置商標
 - (1) 一般的傾向
 - (2) 具体的傾向
4. おわりに

1. はじめに

本稿では、新しい商標のうち、「ホログラム商標」「位置商標」の審査動向を紹介するものである。

当小委員会の検討段階におけるホログラム商標の出願件数は、20件、そのうち登録件数は14件であった。これらの登録商標のうち拒絶理由を解消したもの5件を中心として、拒絶理由通知及び応答の内容、傾向を検討した。

また、当小委員会の検討段階における位置商標の出願件数は209件（うち1件は防護標章）、そのうち登録件数は72件であったが、これら登録商標のうち拒絶理由を解消したもの54件について、各々の拒絶理由を確認し検討した。

2. ホログラム商標

「ホログラム商標」とは、「商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであって、ホログラフィーその他の方法により変化するもので

あって、時間の経過に伴って変化するもの（「動き商標」という。）を除いたもの」であるとされている（5条2項、施行規則4条及び4条の2）。

「その他の方法」により変化するものであるから、必ずしもホログラフィーによることなく、他の方法により変化するものであって「動き商標」ではないものは「ホログラム商標」に含まれる。ちなみに、商願2019-67814（審査係属中）では、可逆性の示温インクを用いることで、商標を付した商品の温度によって表示される内容が変化する商標が、ホログラム商標として第33類「清酒」等につき出願されている。

願書の記載は、商標のホログラフィーその他の方法による変化の前後の状態が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならず、その商標の詳細な説明を願書に記載しなければならない（5条4項、施行規則4条の2及び4条の8第2項2号）。

(1) 一般的傾向

ア 出願商標の特定について（5条5項）

出願商標からホログラフィーその他の方法による視覚効果により変化する標章の変化の状態が確認でき、商標の詳細な説明にも、その旨を認識し得る記載がなされている場合は、ホログラム商標と認められる。他方、出願商標からホログラフィーその他の方法による視覚効果による標章の変化の状態が確認できない場合には、商標を特定したものと認められないとして拒絶理由が通知される。

なお、実際の商標がホログラフィーを利用するものであり、「光の反射により」「光って見える」ものとしても、必ずしもかかる効果を写真やCGにより表現する必要はなく、それらを捨象した文字、図形等で表しても、特定についての問題は生じない。

ホログラム商標は、商標自体が時間の経過に伴い変化するものではなく、ホログラフィーその他の方法により表示される文字や図形が変化するものであるから、商標の特定は、出願商標として、変化した構成及び態様を示す複数の図を表すとともに、商標の詳細な説明に「それぞれの図は変化の方法（例えば、見る角度）に応じて見た場合の図を示したものである」といった記載をすることで足りる場合も多いように思われる。ホログラフィーを利用するものであれば、「光の反射により」「光って見える」といった説明を加えれば、ホログラフィー特有の効果が登録商標の範囲に含まれることになると考えられる。変化の方法（例えば、見る角度）に応じて見た場合の商標の構成及び態様は、出願商標とした各図により明確であれば、各図に表示された文字、図形、色彩等を詳細に説明する必要は必ずしもないと思われ、かえって、各図の構成及び態様を詳細に説明した場合には、出願商標とした図と商標の詳細な説明の内容が整合しないとして拒絶理由通知を受けるおそれがある。なお、「商標の詳細な説明」を審査官の補正案などに補正すれば解消するが、出願商標の補正は、原則として要旨変更となり認められない。

イ 識別力について（3条1項各号）

出願商標を構成する各図に識別力がない場合は、原則として出願商標全体としても識別力を欠くとされており、また原則として、出願商標が変化すること自体に識別力は認められない。登録されたホログラム商標は、いずれも少なくとも一部の図に表された文字、図形に識別力が認められるものであり、識別力を欠く図を複数組み合わせたものはなく、変化自体の識別力が問題となった事例はなかった。

なお、商願 2015-060823 は、後日再出願された商標登録 6029908 と同一出願人による計 3 図からなるホログラム商標であるが、再出願と異なり図 2 の「ほけんの窓口」の「口」の文字が図案化されておらず、全体として識別力を欠くとして拒絶されている。図 3 は「安心の輪」の文字からなるものであるが、通常商標であれば保険役務との関係で必ずしも識別力を欠くと

もいえず、これら 3 図から構成される文字全体としてキャッチフレーズと認識されると判断されたものと考えられ、一部の図に、通常商標であれば識別力が認められる文字、図形を含むものであっても、そのことから直ちに全体として識別力が認められるとはいえず、全体として企業理念、宣伝文句等を羅列したにすぎないとして拒絶されたケースである。

また、「SECURE」の文字を連続させ、色彩が変化する図案からなるホログラム商標（商願 2015-103006）、「Safety」の文字を連続させ、色彩が変化する図案からなるホログラム商標（商願 2015-103011）、「SAFETYYTEFAS」（後半の「YTEFAS」の文字は上下反転している）の文字の色彩が変化する図案からなるホログラム商標（商願 2015-103012）が、それぞれ識別力を欠くとして 3 条 1 項 6 号により拒絶されている（確定）。前記「SAFETYYTEFAS」は通常の文字商標であれば造語ないし図形と認定され識別力が認められるのではないかと思われるが、ホログラムは、より高い偽造防止効果を発揮させるべく、連続する文字や図形（連続柄）を付したり、高い安全性を保証すべく、「安全」・「保証」等の意味を有する文字を付すことが行われ、見る角度により色彩が変化する効果はホログラムの視覚効果として一般的であることから、ホログラムの一類型と理解するにとどまるとされており、ホログラム特有の事情を考慮して判断されているといえよう。

ウ 類否について（4条1項11号）

審査基準では、ホログラム商標の類否の判断は、文字や図形等の標章とホログラフィーその他の方法による視覚効果により変化する状態を総合して、商標全体として考察しなければならないとされている一方、ホログラム商標が複数の表示面から構成されている場合には、それぞれの表示面に表された文字や図形等の標章から生ずる外観、称呼及び観念をもとに類否判断がなされる。この場合には、その表示面の商標全体に占める割合、表示される文脈、他の表示面の標章との関連性等を総合して、商標全体として考察しなければならないとされている。

ホログラム商標は、ある条件（例えば、特定の角度や特定の温度等）においては、一部の表示しか視認できないことから（一般の需要者、取引者が、通常取引過程において変化する全体の表示を見ることは、むしろ希であると思われる）、ホログラム商標が、複数

の表示面からなり、他の表示面の標章との関連性が乏しい場合には、それぞれの表示面が分離観察され易いと考えられる。検討事例においても、一部の表示面に含まれる文字と類似する文字からなる登録商標が類似すると判断されていた。

このようなことから、互いに関連しない多数の図を含み得るホログラム商標は、審査段階において、類否に関する拒絶リスクが高くなると考えられる。

(2) 具体的傾向

出願商標の特定についての拒絶理由は、審査官により補正案が示されるので、特に不都合がなければ、補正案どおりに商標の詳細な説明を補正することで、容易に解消できる。

(a) 商願 2016-038509 (商標登録 5959622) の例

出願商標は、第 41 類「コンピュータ・コンピュータネットワーク及び情報セキュリティの分野における知識の教授」等を指定役務とし、見る角度により表示される内容が変わるホログラム商標であり、商標を左側から見たときには、会社ロゴとともに三段書きにした「CYBER KNOWLEDGE ACADEMY」の文字が、商標を正面から見たときには、半球の周りを複数の弧が取り巻いている図柄が、商標を右側から見たときには「Certificate」の文字が光って見えるものである。

前述のように、ホログラム商標についての商標の詳細な説明の記載は、出願商標を特定するものでなければならず、そのためには、願書の商標記載欄に記載された標章及びその変化の状態と、商標の詳細な説明から把握される標章及びその変化の状態が一致している必要があるところ、本件の商標の詳細な説明では、その記載中「株式会社サイバーナレッジアカデミーの会社ロゴ」の部分がどのような標章を表すのか不明確であり、商標記載欄に記載された標章と一致するとはいえないから、商標登録を受けようとする商標を特定するものと認めることができないとの拒絶理由通知が発される一方、上記不明瞭と指摘された説明部分については「[C]、[K]及び[A]の文字をモノグラム風に表示した図形」との補正案が示され、この補正案どおりに補正をした結果、拒絶理由が解消している。

商標の詳細な説明中に「会社ロゴ」と記載したため、これが不明瞭であるとされたものであるが、単

に「商標を左側から見た場合には、図 1 に示すとおり」のように記載しておけば拒絶理由は回避できたのではないかと思われた事案である。

(b) 商願 2016-137396 (商標登録 6029908) の例

出願商標は、第 36 類「生命保険契約の締結の代理及び媒介」等を指定役務とし、見る角度により表示される内容が変わるホログラム商標であり、左側から見た場合には「お客さまにとって『最優の会社』」の文字が、正面から見た場合には「ほけんの窓口」の「口」の部分を図案化した文字が、右側から見た場合には、表示される「安心の輪」の文字が表示されるものである。

拒絶理由では、①商標登録 5116891「保険の窓口株式会社」、②商標登録 5207369「リビングプラザ with 保険の窓口 (赤枠に白抜き文字で「口」は図案化)」、③商標登録 5681439「保険の窓口くん (赤枠に白抜き文字で「口」は図案化)」、④商標登録 5681440「保険の窓口さん (赤枠に白抜き文字で「口」は図案化)」の各登録商標に類似するとされた。このうち引用商標②～④は、出願人自身の登録商標であったので、これら引用商標の権利者を出願人と同一名義とすることにより拒絶理由は解消した。残る引用商標①については、意見書において、当該商標中「保険の窓口」の文字が指定役務との関係では単に役務の提供の場所を表すものとして自他役務の識別力を欠いていると主張するとともに、出願人は「ほけんの窓口」の「口」の部分を図案化した標章を別途商標登録しており (商標登録 5068325。拒絶理由では引用されていない)、引用商標①はその後願であるにもかかわらず登録されたものであるから、全体として非類似であると反論することにより拒絶理由を解消している。

この事例では、計 3 図のうちの 1 図が既存の登録商標と類似することを理由に、全体としても類似すると判断されている (商標審査基準 4 条 1 項 11 号)。

3. 位置商標

「位置商標」とは、「商標に係る標章 (文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合に限る。) を付する位置が特定される商標」とされており (5 条 2 項 5 号、施行規則 4 条の 7、審査基準 56.1)、商標登録出願における願書の記載方法につき、商標のタイプとして「位置商標」

と明記することのほか、「商標登録を受けようとする商標」については、標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により標章及びそれを付する位置が特定できるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真によること（施行規則4条の6、審査基準56.1）、そして「商標の詳細な説明」を記載して位置商標を構成する標章及びこの標章を付する商品等における位置（部位の名称等）について具体的かつ明確な記載をすることが求められている（5条4項及び5項、施行規則4条の8、審査基準56.1）。

（1） 一般的傾向

前述のように、位置商標は、標章を付する位置を図面等により特定するものであるところ、図面との関係からは想定できない商品を指定商品としていた場合、3条1項柱書の拒絶理由を指摘される。例えば、明らかにズボンとしか見えない図面をもって後ろポケット脇のタブ（ピスネーム）を位置商標として特定しているにもかかわらず、指定商品に「履物」を含んでいるようなケースである。文字や図形等から構成される従来の出願商標であれば、ズボンに使用する商標であっても使用意思さえあれば指定商品に履物を含めることも可能であったから、より広い権利獲得のため、類似商品審査基準に記載された商品名を広めに選択して指定商品として列記するのが言わば慣習となっているが、位置商標としてポケットを有するズボンの図が描かれている場合、これを履物に適用することは物理的に不可能であるので、「出願人が自己の業務に係る商品について使用するものと認められない」とされるわけである。こうした拒絶理由通知においては、審査官から補正案を提示されるのが通例であり、例えば前出のズボンの後ろポケット脇のタブを位置商標としたものでは「ズボンの右バックポケットを有する子供服」といった指定商品表示への補正意図がなされ、その提案どおりに指定商品を補正することにより、拒絶理由の解消が図られている。

また、位置商標では、「商標の詳細な説明」において出願商標の構成や商品等に付する位置を具体的に説明することが求められているから、その説明記載が不明確であったり、出願商標を表した図面等と齟齬があったりすると、「商標登録を受けようとする商標が特定できない」（5条5項）と指摘される。この拒絶理由についても審査官から具体的な補正案が提示され

ているのが大半であって、「商標の詳細な説明」の記載を補正することにより、拒絶理由の解消が図られている。

その他、位置商標中に何らかの文字を構成要素として含む場合、その構成文字が指定商品との関係において品質誤認等を生じるおそれがある場合には、4条1項16号の拒絶理由を指摘されている。

一方、位置商標においても自他商品等の識別力（3条1項各号）が問題とされることは少なくない。すなわち、位置商標の本来的性格は商品等の特定場所に付された何らかの図形や模様、色彩等であり、これらが自他商品等の識別標識として機能することを評価して新たに保護対象に含められたものであるものの、例えば上着の左胸や二の腕部分に付されたシンプルな図形を位置商標とした場合、こうした箇所には服飾デザイン上の美感を演出するための装飾的図形が施されるのが通例であるから、シンプルな図形であればあるほど、単に装飾や模様の一形態を示すにすぎないと判断される傾向がある。また例えば、商品の包装等においては、美感を発揮させるため、又は需要者の注意を惹く目的等で横帯状の色分け模様が付されることは通例であるから、こうした色分け模様もまた、単に商品の包装の一形態を表示するにすぎないとして自他商品等識別力を否定され、3条1項6号の拒絶理由を指摘されている。いずれの場合においても、出願商標は単なる装飾的図形ではない旨の反論や、相当期間の使用実績により識別力を発揮している旨を主張した反論がなされることによって、拒絶理由の解消が図られている。

（2） 具体的傾向

前述のように、出願商標との関係において明らかに商標として使用することができない指定商品を含んでいる場合や、商標の詳細な説明が不明確であったり出願商標と齟齬があったりする場合、あるいは出願商標の構成文字等に起因して指定商品との関係で品質誤認を生じるおそれがある場合については、商標権の効力範囲を明確にして無用な紛争を防止する観点からも、拒絶理由とされることは妥当である。そして、出願書類の作成にあたって注意を払えばこれら拒絶理由は回避できるし、仮に拒絶理由通知を受けた場合においても、しかるべき補正内容が提案されるのが通例であるから、拒絶理由の解消は容易と考えられる。

一方、出願商標の自他商品等識別力を問題とされた場合には、拒絶理由解消のためには、従来の商標と同様、意見書による反論においては一工夫が必要である。以下、代表的な二例を概観する。

(a) 商願 2015-98327 (商標登録 6080187) の例

(イ) 拒絶理由の内容

出願商標は、第 14 類「時計」ほかを指定商品とし、腕時計本体側面の竜頭を取り囲む半円形の弦の中央部を長方形にくり抜いたブリッジ形状を示すリューズカバーの立体的形状からなる位置商標である。

拒絶理由では、出願商標の指定商品につき、「腕時計の竜頭」が存在するとは言い難く位置商標としての使用が想定し難い商品である「貴金属及びその合金」等を含むことから 3 条 1 項柱書の要件を具備しないとされ (理由 1)、また、腕時計には商品の機能の発揮や需要者の目を引くための装飾等を目的として、出所を表示するための識別標識以外の種々の立体的形状が採用されている実情があることから、出願商標をその指定商品に使用しても、通常採用し得るリューズカバーの立体的形状を表したものと認識されるので、3 条 1 項 3 号に該当する (理由 2) とされた。

前記理由 1 は、審査官の提案どおりに指定商品を補正することにより解消している (ただし、指定商品の減縮補正後、さらに審査官通知に応じて使用実績がある「腕時計」のみに再補正された)。一方、理由 2 については、意見書を提出して使用による識別性 (3 条 2 項) の適用を主張し、①出願人会社の歴史説明、②腕時計の販売方法および使用地域、③出願商標と同形状の立体商標登録を取得していること、④使用開始時期および使用期間、⑤宣伝広告等、⑥広告費、⑦販売実績 (販売数量および販売金額) に関する数多くの資料が提出されたが、その後の審査官通知により、これら提出資料からは、出願商標が指定商品「腕時計」について長年使用されている事実は認められるものの、使用により識別力を獲得していると認めることはできないと指摘され、さらなる資料提出を求められている。そして、審査官への電話面接や再度の意見書提出を経た結果、依然として 3 条 1 項 3 号に該当するものの、3 条 2 項の規定により登録すべきものとするとはされたものである。

(ロ) 検討

理由 1 は、前記一般的傾向でも述べたように、多くの位置商標出願で指摘されている拒絶理由であるため、ここでの検討は省略する。

一方、理由 2 については、事実関係がやや複雑である。すなわち、同じく腕時計のリューズカバーの立体的形状について出願人が過去に出願していた立体商標は、やはりその審査において 3 条 1 項 3 号の拒絶理由を指摘されたものの、3 条 2 項の規定の適用を受けることなく登録されている (商標登録 4832412)。この立体商標を腕時計における位置商標として出願されたのが本件であったが、両商標には少なからず形態的な相違が認められる。例えば、前者の登録商標は実際の商品におけるリューズカバーを忠実に描画したものと理解され、やや複雑な輪郭形状もさることながら、腕時計本体側面の竜頭を取り囲んだリューズカバーには、その操作によって竜頭の頂点を押圧・開放する L 字形のレバーが軸着されている点他に類を見ない特徴的な形状であるのに対して、後者の位置商標では、輪郭形状がやや曖昧で、前記レバーは描かれておらず、竜頭を取り囲むように円弧状に膨出したリューズカバーの存在のみが描かれている。確かに、前記立体商標の形態については、この商標権侵害を予備的主張とする不正競争行為差止等請求事件 (東京地裁平成 16 年 7 月 28 日判決、平成 15 年 (ワ) 第 29376 号。この判決では、商品等表示性につき「原告各製品は、①リューズプロテクターの形状、②ケース及びベゼルの形状とケースが大型であることにおいて形態上の特徴があり、これらを組み合わせることにより、原告各製品の形態として独自の特徴を有するに至っていると考えられる。このような獨創性、原告各製品の販売状況及び雑誌等での紹介の実情等に照らすと、上記 2 つの特徴的な形態を組み合わせた点は、原告各製品が原告の製造販売に係るものであることを示す、商品等表示に該当するといえることができる。」と判示されている。) において出願人製品の独自の特徴と認められてはいるが、そもそも 3 条 2 項の適用には出願商標と使用商標との同一性が要求されているところ、その形態において目を惹く特徴の一つである L 字形のレバーを備えていない位置商標についても 3 条 2 項

の規定が適用されていることは印象的であった。

(b) 商願 2015-29828 (商標登録 6142242) の例

(イ) 拒絶理由の内容

出願商標は、第5類「貼付剤」を指定商品とし、青色、黄色及び緑色の直線帯状図形の左上隅に赤色の三角形を配した図形（以下「直線帯状図形」）からなる位置商標である。拒絶理由では、「商品の包装等においては、美感を發揮させるため、又は需要者の注意をひく目的等で、商品の出所を表示するための識別標識以外の装飾的な種々の文字、図形及び色彩が使用されている実情がある。そして、本願商標を構成する横帯状図形を組み合わせた図形が、ある程度の特徴を有していたとしても、商品のパッケージとして美感をより優れたものにしたり、機能をより効果的に發揮させたりするなどの目的で同種商品が一般的に採用し得る範囲内のものであって、商品のパッケージデザインとして予測し難いような特異な図形や特別な印象を与える装飾的図形であるということとはできない。そうすると、本願商標を構成する図形を、本願商標のと通りの位置に特定して、その指定商品に使用しても、これに接する取引者、需要者は、単に美感を發揮する等のために装飾、模様等が施された商品の包装の一形態を表示するにすぎないものと認識するにとどまり、本願商標は、何人かの業務に係る商品であることを認識することができないものである」として、3条1項6号に該当するとされた。

出願人は意見書を提出し、出願商標が8年以上の期間継続して包装箱の正面上部に使用されており、宣伝広告等もなされていること等を主張して、すでに出願人の業務に係る商品として認識されている旨を反論したが、出願商標のみが独立して自他商品の識別標識として機能しているとは判断し難いこと、出願商標についての需要者の認識を客観的に把握することができないこと等を指摘され、出願人による出願商標を使用した商品の販売実績や宣伝広告の状況を考慮したとしても、出願商標が使用をされた結果、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるに至っていると認めることはできない、として拒絶査定を受けた。

その後の拒絶査定不服審判においては、提出さ

れた書証及び職権調査により以下の事実認定がなされ、これより相当程度、需要者の間に広く知られたものとなっていることが認定された結果、出願商標が請求人（出願人）の業務に係る商品の出所識別標識として認識されるに至っているということができるとして、登録すべき旨の審決がなされたものである。

①請求人及び請求人商品について

1847年に創業以来、貼付剤を始めとする医薬品、医療補助品、医療用具、化粧品等の製造販売事業を展開している製薬会社であり、1934年に貼付剤「サロンパス」を販売し、現在では世界各国で販売され、2017年5月には鎮痛消炎貼付剤市場における世界No.1ブランドの地位を獲得した。

②出願商標の使用について

・使用開始時期及び使用期間について

2010年10月に貼付剤「サロンパス Ae」の包装箱の正面上部に本願商標の使用を開始し、以降8年以上の期間使用している。

・使用地域について

日本全国のドラッグストア及びそのオンラインストアにおいて本願商標を付した商品が販売されている。

・広告宣伝について

日本国内において、テレビ、新聞、雑誌、ラッピングバス及びウェブサイトにて宣伝広告がなされている。

・販売シェア及び生産数等について

同ブランドの商品の売上高は2016年6月2017年5月までの1年間で約66億円、同期の市場占有率は約41%である。

・その他

職権調査によっては、商品について本願商標と類似する標章を請求人以外の者が使用している事実は発見できなかった。

(ロ) 検討

商品の包装容器は、購買者の視覚に訴えて購買意欲を喚起させるべく各種の色や模様を用いてデザインされるのが通例であるから、単独で識別力を發揮しうる文字や図形等であればともかく、そうでない場合には、予測し難いような特異な図形や特別な印象を与える装飾的図形でないかぎり、

本来的には識別力がないとされることが考えられる。そして、この場合の拒絶理由としては、商標登録の要件（3条1項）のうち1号から5号までの具体的規定には該当しないために、総括規定である6号が適用されることになる。6号については、いわゆる使用による識別性獲得による例外（3条2項）の適用はないが、そうは言っても、出願商標が出願人の業務に係る商品の出所識別標識として認識されるに至っていることを立証するには、実際の商取引における使用実績にもとづき周知性を主張するのが有効と考えられる。とくに、指定商品について出願商標やこれと類似する標章を他人が使用している事実が見当たらないという点は評価されるのではないかと考えられる。なぜなら、同種商品が隣接陳列される店頭においては、他商品には見ら

れない独自の位置に図形等が付され、それが購買者の視覚に訴求し、繰り返し展示販売されることによって当該商品が購買者の潜在意識に印象付けられ、従来の文字等からなる商標によらずとも、位置商標のみによって自他商品識別が図られると考えられるからである。

4. おわりに

以上のように、一括りに新しい商標といっても、実際の審査実務は商標のタイプによって大きく異なっている。今後のホログラム商標や位置商標の出願手続に際しては、各商標のタイプごとに各々の特徴にあった準備や対応をする必要があると考える。今回の検討結果が会員の一助になれば幸いである。

【主な検討案件一覧】


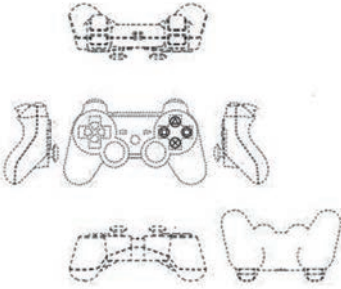



1-1 ホログラム商標（4条1項11号以外）




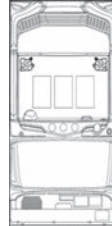
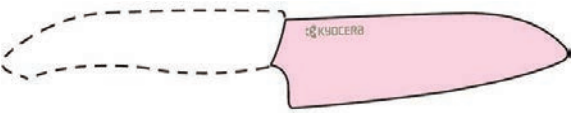

登録番号	商標	区分	拒絶理由	補正・意見内容（審査） 当審の判断（審判）
5859531		36	6-1 6-2	⇒補正 【指定役務】 「金融・財政に関する調査・分析・予想・研究・評価・相談・助言・指導又は情報の提供」の財政を財務に変更。
5897575		3	5-5	⇒補正 【商標の詳細な説明】 「異なる角度から見ると光の反射によって「Spa treatment」の文字と「Wave corporation」の文字及び2つの波形の図形が、長方形の枠の中にそれぞれ浮かび上がるように構成され、それぞれの図面は、異なる角度から見た場合を示したものである。」→下線部を追加
5948330		17 18 22 23 24 25 28	5-5	⇒補正 【商標の詳細な説明】 「商標登録を受けようとする商標は、見る角度により表示される文字や図形が変わるホログラム商標である。異なる角度から見ると光の反射により異なった文字や図形に見えるように構成され、それぞれ2つの図は異なる角度から見た場合を示している。」→下線部を追加
5959622		41	5-5	⇒補正 【商標の詳細な説明】 「商標を左側から見たときには、図1に示すとおり、「C」、「K」及び「A」の文字をモノグラム風に表した図形と三段書きにした「CYBER KNOWLEDGE ACADEMY」の文字が光って見える。」→下線部を追加

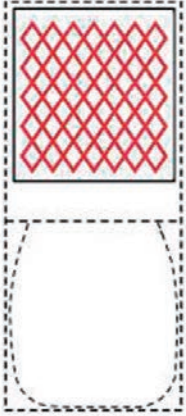
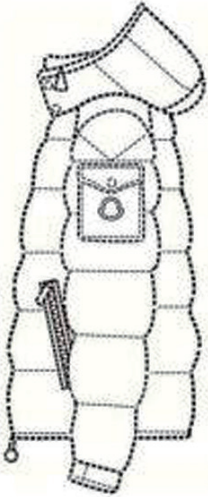

1-2 ホログラム商標（4条1項11号）

登録番号	商標	区分	拒絶理由	引例	補正・意見（審査） 当審の判断（審判）
6029908		36	4-1-11	保険の窓口株式会社	⇒意見書提出 「ほけんの窓口」の「口」の部分 を図案化した登録第5068325号 商標は、その全体で識別力を有 し、しかも1引用商標とは非類 似であると判断されているもの であるから、登録第5068325号 商標と同様の構成を有する本願 商標についても、第1引用商標 とは非類似であると認定される べきである」

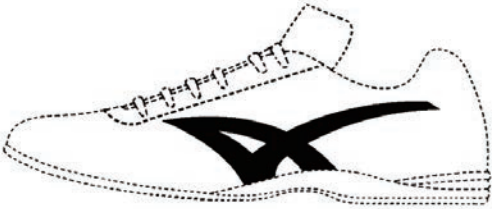




2 位置商標

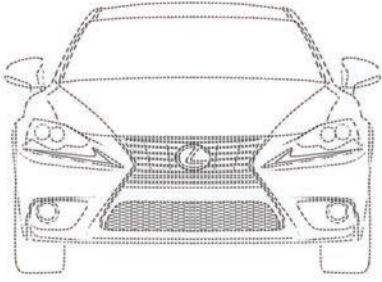


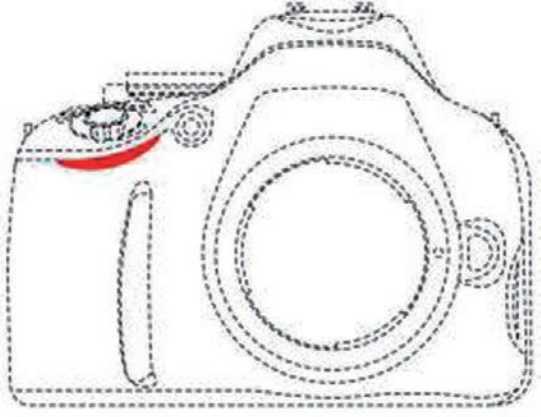
登録番号	商標	区分	拒絶理由	補正・意見内容（審査） 当審の判断（審判）
5854413		9	3-1-柱 28 5-5	⇒補正 【指定商品】 本願商標の使用が想定できる範囲 に補正 「遊戯用器具、遊戯代用情報表示 装置」を削除し、プログラム関連商 品及びスロットマシンに限定 【商標の詳細な説明】 位置を特定する記載を追加
5858802		9	3-1-3 28 5-5	⇒意見書提出 出願人が所有する円図形の内部に それぞれ「○」「△」「×」「□」を 配置した登録商標の提示、売上・ シェア・他社メーカー商品の写真な どの提示 本件商標は、20年以上使用した 結果、日本国内において周知・著名 →3条2項適用
5873740		30	5-5	⇒補正 【商標の詳細な説明】 図形のいずれの部分も白色である かを特定する記載を追加する補正
5884111		31	5-5	⇒補正 【商標の詳細な説明】 標章を付す位置について特定する 記載を追加
5884406		33	5-5	⇒補正 【商標の詳細な説明】 標章を付す位置について特定する 記載を追加

5888164		10 25	3-1-柱 6-1 6-1, 2 5-5	⇒補正 【指定商品】 「〇〇タイツ」に限定する補正 【商標の詳細な説明】 標章を付す位置について特定する記載を追加
5901384		6	4-1-16 5-5 4-1-11	⇒補正 【指定商品】 引例商標の指定商品と抵触する1類を削除 商標にはんだを意味する「SOLDER」の語が含まれるため、商品を「はんだ」関連に限定 【商標の詳細な説明】 標章を付す位置について特定する記載を追加
5916689		19	5-5	⇒補正 【商標の詳細な説明】 位置商標の構成要素とは認められない記載を削除 商標見本に表された位置の記載を追記
5916783		9 28	3-1-柱 5-5	⇒補正 【指定商品】 「本願商標の使用態様を想定しうる商品」に補正→「スロットマシン関連商品」に補正 【商標の詳細な説明】 商標を特定するものとする補正
5918807		8	5-5	⇒補正 【商標の詳細な説明】 「包丁（ナイフ）の刃の形状，包丁（ナイフ）の刃の全面に付された色彩，包丁（ナイフ）の刃の向かって左上に付された図形及び「KYOCERA」の欧文字からなる。」 →下線部を追加
5940599		25	3-1-柱	⇒補正 【指定商品】 「 <u>ポケットを有する子供服，ポケットを有する被服，ポケットを有する仮装用衣服，ポケットを有する運動用特殊衣服</u> 」→下線部を追加し，ポケットがつけられない商品は削除


5960200		30	5-5	<p>⇒補正 【指定商品】 「商標登録を受けようとする商標は、商標を付する位置が特定された位置商標であり、黒い太線の枠内に赤い太線からなる網の目状の図形を配した構成からなるものであり、商品包装の前面の上部約5分の2の部分に位置します。破線部分は、包装用フィルム袋に入った商品の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではありません。」→下線部を追加</p>
5995042		25	3-1-柱 3-1-6 5-5	<p>⇒補正 【指定商品】 「左腕部分を有するニット製被服、左腕部分を有する被服、左腕部分を有する運動用特殊衣服」→下線部を追加し、帽子を削除 【商標の詳細な説明】 「商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、被服の左腕上部に付された図形からなる。」→左腕の部分を左腕上部へ変更</p> <p>⇒意見書提出 「本願商標は本来的に識別力があり、単なる装飾ワッペンとして認識されるものではない。」</p>
6015898		15	3-1-3 5-5	<p>⇒補正 【商標の詳細な説明】 「電気バイオリンを含むバイオリンの向かって右側のフレーム部分の立体的形状からなる。」→下線部を追加</p> <p>⇒意見書提出 1. 当該標章の形状は、本願指定商品「バイオリン」について、極めて高い特異性と象徴性を備えている。2. 取引者、需要者にとって、非常に印象深く、鮮明な記憶、連想等を惹起する。3. 約19年にも渡る長期的かつ継続的な使用により取引者・需要者に広く知られている。→3条2項適用</p>

6018352		36	3-1-6 5-5	<p>⇒補正 「なお、建物の破線は、<u>役務の提供の用に供する物の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。</u>」→下線部を追加</p> <p>⇒意見書提出 (1) 独占不適商標に該当しない (2) 識別力欠如商標に該当しない (3) 3条1項6号該当性判断の誤り</p>
6027414		25	3-1-柱 5-5	<p>⇒補正 【商標の詳細な説明】 「靴の左側面中央部分に付され、<u>「KANGOL」及び「SPORT」の欧文字が表されたX型の図形からなる。</u>」→下線部を追加</p> <p>【指定商品】 「履物」を「革靴、スニーカー、その他左側面中央部分を有する靴」に変更</p>
6034112		30	3-1-6	<p>⇒補正 【指定商品】 「穀物の加工品」を「即席麺、具およびスープ付きの即席麺、即席そばの麺、具およびスープ付きの即席そばの麺、即席中華そばの麺、具およびスープ付きの即席中華そばの麺」へ変更</p> <p>⇒意見書提出 特別顕著性を獲得した旨→3条2項適用なし</p>
6034616		35	3-1-6	<p>⇒店舗数と所在地を示す事業部長の報告書を提出⇒意見書提出「店舗看板は、自動車を運転している需要者などが遠くからでも容易に店舗を識別できるように、特徴的なデザイン・配色を採用して差別化を図るのが取引の実情」「<u>「セイコーマート」の店舗看板が商標登録を受けているが、全国的に周知性を獲得している事実はなく、「美感を發揮させるため、または需要者の注意を惹く目的で、装飾的な図形及び色彩が施されている」ものであるため、本願商標がこれと異なる評価を受けるべき理由は見当たらない。</u>」</p>

6044632		25	3-1-柱 3-1-6 5-5	<p>「本願商標を指定商品に使用しても、美感を発揮し、需要者の注意をひくために施された装飾や模様を表示するにすぎない」 ⇒意見書提出 自社の図形商標の登録がある点、装飾的効果と識別機能が両立することは、広く理解されている点の主張及び使用実績の主張</p> <p>「商標見本に表された標章は靴の左側面に付されているのに対し、商標の詳細な説明には、「靴の側面に付された」と記載されている」 ⇒補正 【指定商品】 「靴の左側面に付された」と変更</p>
6045629		28	3-1-3	<p>⇒意見書提出 使用実績、販売実績を提示。他社製品との差異点を主張。 出願人保有の平面登録商標、位置の登録商標の存在より、他社が同一又は類似の商標を使用不可能であった旨の主張。</p>
6048756		25	3-1-柱 5-5	<p>⇒補正 【商標の詳細な説明】 「商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、履物のつま先部の履き口側に付された図形及びインソール部の中央に付された「PELLICO」の欧文文字からなる」→下線部を追加</p>
6050439		25	6-1	<p>⇒補正により解消出願時：後ろポケットを有するジーンズ（ズボン及びパンツ（下着を除く。）補正後：後ろポケットを有するジーンズ製ズボン及びジーンズパンツ、</p>
6056855		35	3-1-6 5-5	<p>⇒補正 【商標の詳細な説明】 「ワインボトルの首部分にラフィア素材の紐で木製の小枝状の立体的形状を結び付けた標章からなる。当該小枝状の立体的形状は、ワインボトルの首部正面に位置しており、紐については、およそ胴部正面に達しているものである。」→下線部を追加する変更</p> <p>⇒意見書提出 特別顕著性を獲得した旨→3条2項適用なし</p>

6076621		12	<p>3-1-柱 3-1-3 5-5</p>	<p>⇒補正 【商標の詳細な説明】 「自動車正面のラジエターグリルの左右、ヘッドライトの直下のバンパー上に位置する、2つのランプを表すL字状の立体的形状からなるものである。」→下線部を追加</p> <p>⇒意見書提出 特別顕著性を獲得した旨 ブランド戦略と新しいタイプの商標制度を導入した趣旨との関連性 →3条2項適用</p>
6080187		14	<p>3-1-柱 3-1-3</p>	<p>⇒補正 【指定商品】 「貴金属及びその合金、貴金属又はその合金製身飾品、貴金属又はその合金をメッキした身飾品、その他の身飾品、宝飾品、宝玉、宝玉の原石、クロノメーター、時計、時計用箱、時計用ケース」を「腕時計」のみに限定</p> <p>⇒意見書提出 特別顕著性を獲得した旨→3条2項適用</p>
6103554		25	<p>3-1-柱 5-5</p>	<p>⇒補正 【指定商品】 「履物」を「雨靴、スニーカー、ブーツ、防寒靴、その他側面を有する履物」に限定</p> <p>【商標の詳細な説明】 「履物の側面に」を「履物の側面の後方に」に変更</p>
6118238		9	<p>3-1-6 5-5</p>	<p>【審決】 「本願商標は、「デジタル一眼レフカメラ」という商品種別において、約16年間にわたる継続的な使用におけるカメラの前面グリップ部上部の位置に付された代表的な赤色の弓形図形であって、相当程度、需要者の間に広く知られたものとなっていることが認められるものであるから、これを位置商標として、その指定商品の「デジタル一眼レフカメラ」に使用した場合、その商品の需要者をして、請求人を表す出所識別標識としての認識力を獲得するに至っているといえることができる。」</p>

6125626		16	3-1-6	<p>⇒補正 【商標】 図2を削除 【指定商品】 「筆記用具」を「油性マーカーペン」へ限定</p> <p>⇒意見書 特別顕著性を獲得した旨→3条2項適用なし</p>
6126612		9	5-5	<p>⇒補正 【商標の詳細な説明】 「眼鏡の突出したリム部分の二つの円柱構造の立体的形状と、そのうち一つの円柱構造に示された『FAURE LE PAGE』の欧文字からなる。なお、眼鏡の枠の部分の破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない」→「レンズの突出した」を「突出したリム」、「眼鏡のレンズ及び枠の部分」を「眼鏡の枠の部分」に変更</p>
6128499		10	5-5	<p>⇒補正 【商標の詳細な説明】 「『BUTTERFLY』、『ABS』及び『バタフライアブス』の文字（以下、『文字』という。）並びに平面及び底面の中央部に表示された文字を組み合わせた図形からなる。第1番目の図は、包装用箱を正面左側から見た斜視図であり、第2番目の図は、包装用箱を背面右側から見た斜視図であり、第3番目の図は、包装用箱を背面上方から見た斜視図であり、第4番目の図は、包装用箱を正面下方から見た斜視図であり、第5番目の図は、包装用箱の正面図である。」を追加する変更</p>
6142242		5	3-1-6	<p>⇒意見書提出「本願商標は、商品「貼付剤」に8年以上の期間、請求人により、継続して包装箱の正面上部に付されて使用されており、また、テレビCM、新聞等をはじめ、各種媒体を通じて宣伝広告され、かつ、全国的に販売され、一定程度の売上、市場占有率を有することがうかがえることからすれば、相当程度、需要者の間に広く知られたものとなっていることが認められる」→3条2項適用なし</p>

6169390		30	3-1-6	⇒意見書提出 「その包装容器の外観を強調する的な広告宣伝がテレビコマーシャル、新聞、雑誌等により継続的に行われ、かつ、全国のスーパーマーケット及びコンビニエンスストアにおいて販売され、同種商品においては極めて高い売上、シェアを誇るヒット商品となった結果、(中略)他社製品と区別する標識として認識するに至っているものと認めるのが相当である。」→3条2項適用なし
---------	---	----	-------	--

(原稿受領 2019.12.16)

パンフレット「弁理士info」のご案内

内容

知的財産権制度と弁理士の業務について、イラストや図を使ってわかりやすく解説しています。一般向き。A4判30頁。

価格

一般の方は原則として無料です。
(送料は当会で負担します。)

問い合わせ/申込先

日本弁理士会 広報室
 e-mail: panf@jpaa.or.jp
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2
 電話: (03) 3519-2361(直)
 FAX: (03) 3519-2706

